

精神障害者も身体・知的障害者同等に 交通運賃割引制度の適用を求める要望書

国土交通大臣
太田 昭宏 様

公益社団法人全国精神保健福祉会
理事長 本條 義和
〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-46-13
ホリグチビル 602
TEL 03-6907-9211 FAX 03-3987-5466

阿部 文博（北海道・東北ブロック代表理事）
眞壁 博美（関東ブロック代表理事）
星 眞人（北信越ブロック代表理事）
木全 義治（甲州・東海ブロック代表理事）
倉町 公之（近畿ブロック代表理事）
濱崎 智熙（中国ブロック代表理事）
吉村美登利（四国ブロック代表理事）
島田 正博（九州・沖縄ブロック代表理事）

厚生労働省は、平成16年の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本方針を提示してきました。地域で生活するうえで、交通手段は必要不可欠となります。行動範囲・生活領域の拡大に伴う交通費の負担軽減は切実な問題です。

所得水準が極めて低い精神障害者（在宅の精神障害者の約7割が「未就労・ひきこもり状態」）及びその生活を支える家族の経済的負担が、社会参加の機会を奪い、又は制限しています。

精神障害者の交通機関利用に関するニーズは、身体・知的と何ら変わるものではありません。平成18年10月より、精神障害者保健福祉手帳に写真貼付も義務付けられており、精神障害者を交通運賃割引制度の対象から除外する根拠はなくなりました。

日本は、本年2月より、国連障害者権利条約の締結国となりました。

権利条約第4条は、「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適切な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること」、第20条では、「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と定めています。

精神障害者を障害者福祉制度の対象から除外することは、日本国憲法、国連障害者権利条約及び障害者基本法や差別解消法の理念・条文に照らしても明らかに反しています。

つきましては、関係交通会社に対し、身体・知的障害者同等に交通運賃割引制度の適用対象とするよう積極的に働きかけてください。

精神障害者も身体・知的障害者同等に 鉄道運賃割引制度の適用を求める要望書

一般社団法人 日本民営鉄道協会
会長 坂井 信也 様

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会
理事長 本條 義和
〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-46-13
ホリグチビル 602
TEL 03-6907-9211 FAX 03-3987-5466

阿部 文博（北海道・東北ブロック代表理事）
眞壁 博美（関東ブロック代表理事）
星 眞人（北信越ブロック代表理事）
木全 義治（甲州・東海ブロック代表理事）
倉町 公之（近畿ブロック代表理事）
濱崎 智熙（中国ブロック代表理事）
吉村美登利（四国ブロック代表理事）
島田 正博（九州・沖縄ブロック代表理事）

要望の要旨

精神障害者に対する鉄道運賃を身体障害者、知的障害者と同様に割引制度の適用対象にして下さい

要望の理由

日本は、本年2月より、国連障害者権利条約の締結国となりました。権利条約第4条は「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること」、第20条では「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と定めています。

1. 精神障害者を鉄道運賃割引など障害者福祉制度の対象から除外することは「憲法」「障害者権利条約」「障害者基本法」「障害者差別解消法」の理念と相容れないと考えます。
2. 手帳に写真添付も義務付けられ、適用対象から除外する理由は消滅しています。
3. 精神障害者の生活圏を拡大し、社会参加を促進するためには、交通に係る経費負担の軽減を図ることは必要不可欠であります。

「参加と平等」「均等な機会」を確保するために、身体障害者・知的障害者に適用されている鉄道運賃割引制度を精神障害者とその介護者に適用されるよう強く要望致します。